



# 旭川ごみ通信 第35号

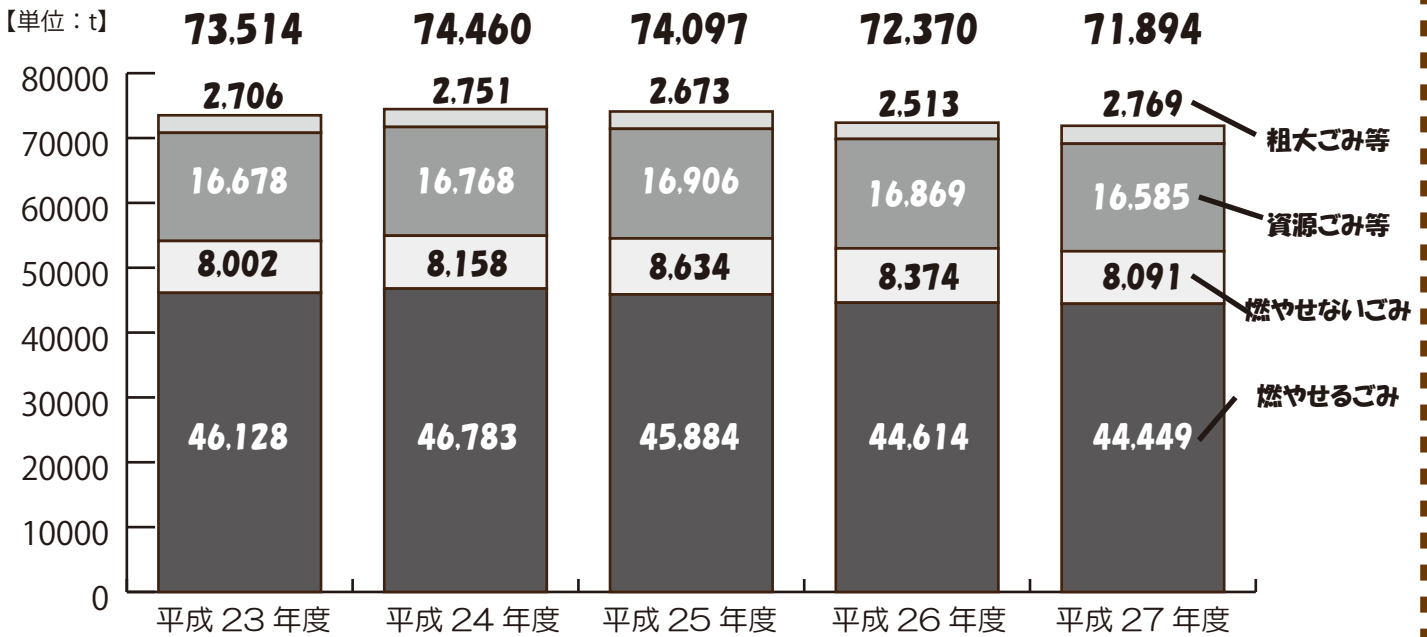
「旭川ごみ通信」では、ごみに関する役立つ情報を、町内会の皆様にお届けします。

## 特集 ごみ処理の現状

### ごみの増減

平成27年度の家ごみ排出量は、平成26年度と比べて476tの減量となりました。粗大ごみが微増していますが、それ以外のごみは減少しています。

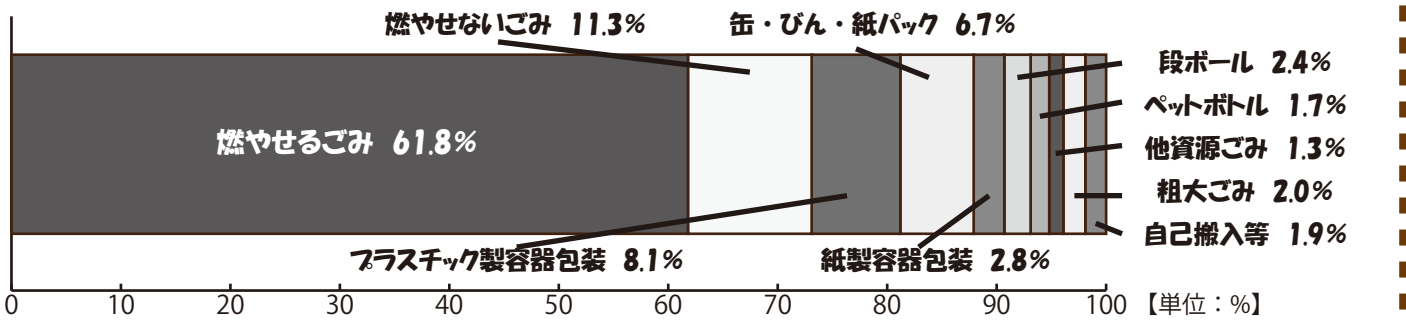
今後とも、ごみの減量や資源ごみの分別の徹底など、市民の皆様の御協力をお願いします。



### ごみの内訳

平成27年度に旭川市内で排出された家庭ごみは71,894トン（下図：家庭ごみの内訳）

※他資源ごみの内訳は、乾電池・蛍光灯・廃食用油・布類・小型家電です。



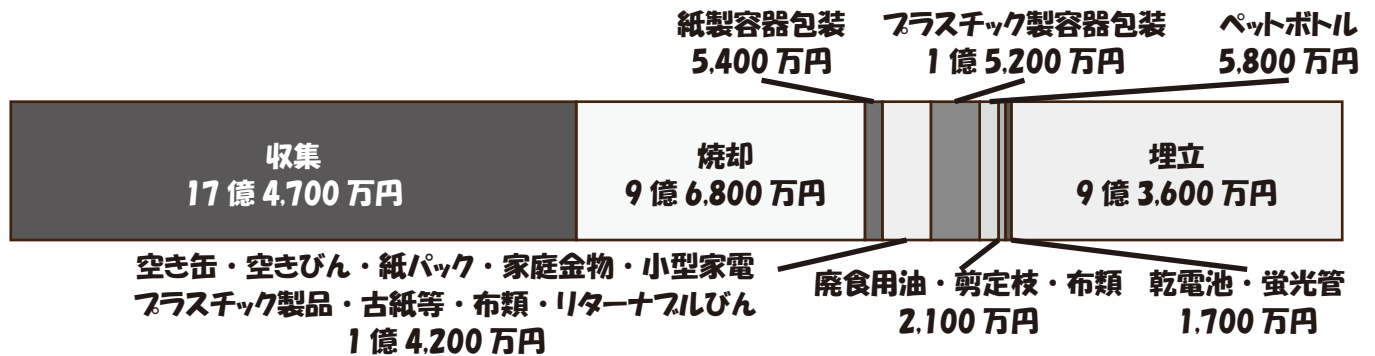
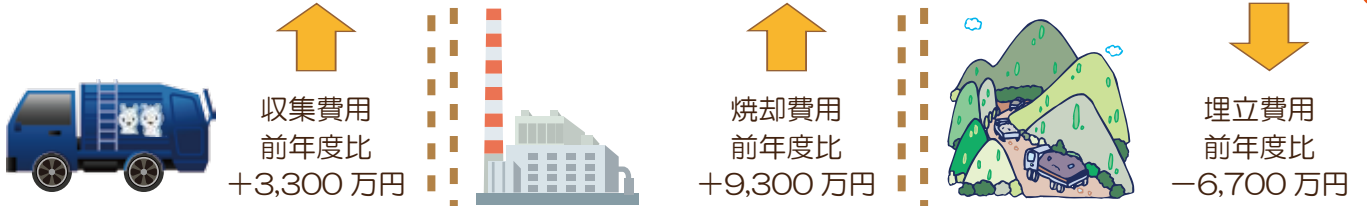
|    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 回覧 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

## ごみ処理にかかる費用

【平成 27 年度実績】約 40 億 9,500 万円  
 (平成 26 年度 約 40 億 3,600 万円)  
 約 5,900 万円の増額

※処理費用には、業務委託、施設等の減価償却費、職員の人件費などを含みます。

1人当たりの  
ごみ処理費用  
年間約 11,850 円



平成 27 年度のごみ処理費用の総額は、約 40 億 9,500 万円であり、平成 26 年度（約 40 億 3,600 万円）との比較では、約 5,900 万円の増額となりました。

増額となった主な理由は、近文清掃工場の延命化工事に伴う光熱水費や減価償却費の増加によるものです。

ごみ処理費用を市民 1 人当たりに換算すると、年間約 11,850 円となります。

## ごみに関する収入と資源物の売却益

【平成 27 年度実績】約 10 億 7,500 万円  
 (平成 26 年度 約 11 億 4,300 万円)



内訳

粗大ごみ手数料等 3,800 万円



平成 27 年度のごみに関する収入は、約 10 億 7,500 万円であり、ごみ処理費用の約 3 割になります。

平成 26 年度（約 11 億 4,300 万円）との比較では、約 6,800 万円の減額となりました。

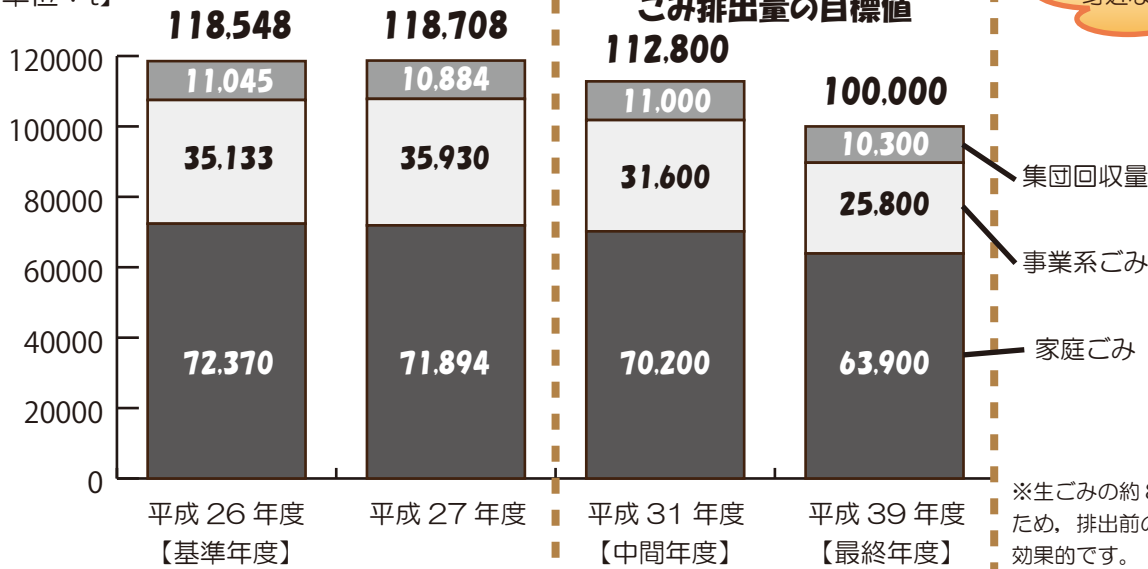
減額となった主な理由は、(公財)日本容器包装リサイクル協会からの拠出金の減少や資源物売却単価の減少によるものです。

これらの収入は、ごみ処理費用に掛かる貴重な財源として活用しています。

## ごみ排出量の目標

旭川市では、ごみ処理基本計画において、ごみの排出量削減などの数値目標を立てています。昨年度に改訂した「新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】」（計画期間：平成28年度から平成39年度）では、市民・事業者・行政が共に力を合わせて、ごみの排出抑制・資源化・適正処理を進め、“恵まれた環境との共生・美しい循環のまち あさひかわ”を目指します。

【単位：t】



身近なことから始めましょう



必要以上に  
買いすぎない！



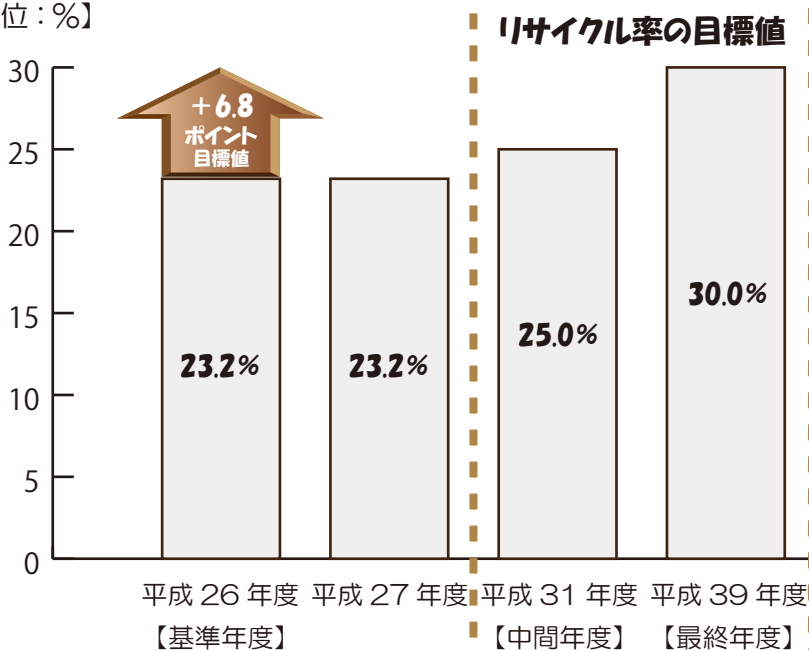
生ごみは水分を  
十分に絞る！

※生ごみの約80%は水分です。そのため、排出前の水切りはごみ減量化に効果的です。

本計画の最終年度(平成39年度)の目標を達成するためには、1人1日当たりのごみ排出量を、現在の941グラムから880グラムに減量する必要があり、さらなる減量化の取組や対策が求められますが、市民や事業者の皆様と協力しながら、ごみの削減を進めてまいります。

## リサイクル率の目標

【単位：％】



旭川市のリサイクル率は平成27年度では、23.2%となっており、平成31年度の中間年度の目標達成まで1.8ポイントの上昇が必要です。また最終年度の平成39年度の目標値を30%とし、より効果的な取組をすすめ、さらなるリサイクル率の向上を目指していきます。

引き続き新たな分別や資源化に向けた調査・研究を行ってまいりますので、今後も皆様の御理解と御協力をお願いします。

問い合わせ先 旭川市クリーンセンター ☎ 36-2213

# ごみの野外焼却は重大な犯罪です

日常生活で排出される紙くず、剪定枝、刈り草、廃ビニール等のごみを野外焼却することは法律で禁止されています。ごみは正しく分別し、適正に処理するようお願いします。

## 野外焼却禁止に関する法律

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律) 第16条の2及び同法施行令第14条

どんど焼き、農業者が行う凍霜害防止のための稲わら・もみ殻の焼却や病虫害防除のための刈り草の焼却については、焼却禁止の例外とされています。ただし、焼却は周辺環境の影響が軽微であることに限られているため、行う際は周囲に迷惑がかからないよう十分注意が必要です。

また、いずれの場合も、廃ビニール、廃タイヤ等生活環境に著しい支障を及ぼすものの焼却は認められません。



問い合わせ先 環境指導課 廃棄物指導係 ☎ 25-9123

## 講習会のお知らせ

### ごみの減量化と土づくり講習会

#### 開催日時

平成28年10月6日(木) 10:00～12:00

#### 開催場所

旭川市永山公民館 講堂 (百寿大学共催 公開講座)

#### 講師

【食材と食罪 生ごみ堆肥で健康な家庭菜園】

講師 グリーンテックス株式会社 代表取締役 佐藤 一彦 氏



### 家庭ごみスリム化セミナー

#### 開催日時

平成28年10月19日(水) 13:30～15:30  
(1部・2部それぞれ50分程度を予定)

#### 開催場所

旭川市民文化会館2階 第2会議室 (定員60名)

#### 講師(1部・2部)

【落ち葉からできる腐葉土作り】

講師 北海道旭川農業高等学校 生活科学科 科学生物活用班 生徒のみなさん

【許可業者視点でのごみのリサイクルについて】

講師 安田清掃有限会社 代表取締役 安田 志津吉 氏



入場は無料で、どなたでも参加できます。

問い合わせ・申込先

問い合わせ先

旭川市クリーンセンター ごみ減量係 ☎ 36-2213

定員に達した時点で  
締切いとさせていただきます。